

# 福生市こども計画 概要版（素案）

## 1 福生市こども計画について

令和5年4月に「こども基本法」が施行されました。この法律は、「こども」を「心身の発達の過程にある者」と定義し、「こども」に関する施策とこれと一体的に講ずべき施策である「こども施策」の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法となっており、同年12月には、同法の理念に基づき「こども施策」を総合的に推進するための基本的な方針等を一元的に定める「こども大綱」が閣議決定されました。このような国等の動向を踏まえ、福生市においても、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けて、新たに「福生市こども計画」を策定しました。

## 2 計画の位置付けと期間

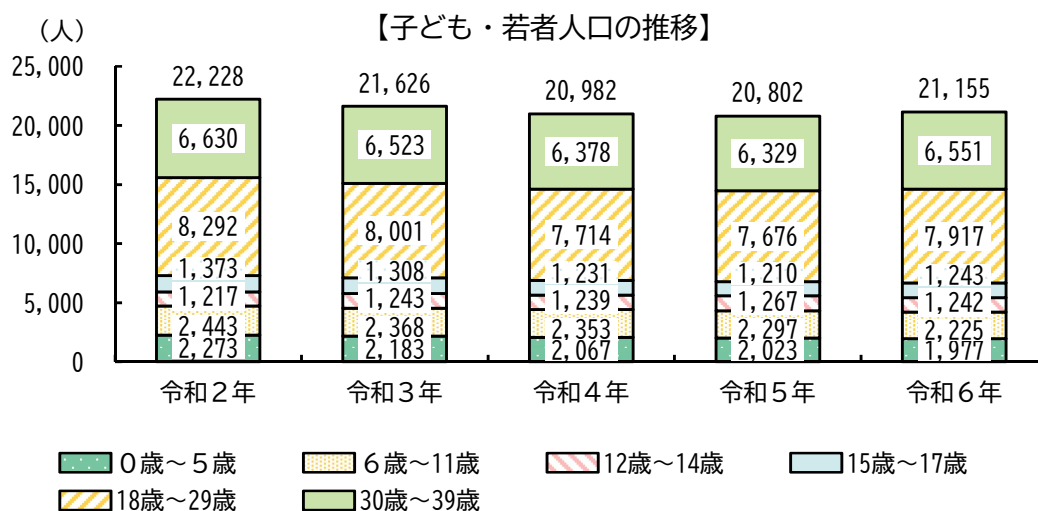
「福生市こども計画」は、全ての子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、地域社会が一体となって「こども施策」を推進するための福生市の取組であり、「福生市総合計画」の子ども・子育てに関連する分野の個別計画に位置付けるとともに、「こども基本法」第10条第2項に規定する「市町村こども計画」として策定します。

また、この計画は、「市町村子ども・若者計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」、「次世代育成支援行動計画」、「子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして作成するものとし、福生市で策定するほかの計画との整合を図ります。

なお、計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

## 3 福生市の現状

子ども・若者人口は、令和6年では21,155人となっており、減少傾向にあります。年齢別に見ると、令和2年と比較し、0歳～5歳においては296人減少、18～29歳においては375人減少しています。



## 4 福生市こども計画に向けた課題

これまでの「子育てするなら ふっさ」による取組と、令和5年度に行ったアンケート調査やワークショップ等に基づき、次のように課題を整理しました。

- (1) 子どもや母親の健康の確保のため、健康診査や相談の利用促進、情報提供の充実など、継続的な支援を図るほか、産後ケア事業の提供体制の確保や、養育者のメンタルヘルスに係る取組を進め、産前産後の支援の充実と、体制の強化が求められています。
- (2) 共働き世帯や変則的な勤務をする保護者の多様なニーズに対応するため、柔軟な保育サービスを充実させ、地域や家庭の環境にかかわらず、全ての子どもが質の高い学びへ接続できるよう、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善を図ることが求められています。
- (3) 子どもの自己肯定感の醸成と規範意識や思いやりの心を育てるため、道徳教育や情報モラル教育の取組に努め、子どもたち自身が望む生活の実現に向けて、社会で活躍する人との関わりや職場体験など、将来について学ぶ機会を充実させることが求められています。
- (4) 児童虐待の未然防止、早期発見・対応のため、地域が一体となった継続的な児童虐待防止のネットワークを強化させ、また、心身に障害のある子どもや外国籍の家庭など、支援を必要とする子どもとその家庭に対し、一人ひとりの多様なニーズに応じた支援を充実させることが求められています。
- (5) 各家庭の状況に応じた支援を行い、ワンストップで必要な支援につなげる相談体制の強化を図るほか、育児休業が取得しやすく、子育てがしやすい環境づくりを行うため、働き方に関する啓発が求められます。
- (6) 子どもや若者が自らと他者の安全を守るため、安全教育の推進や、保護者への周知啓発に努め、子育て世代の定住を促し、愛着を持って長く住み続けられるよう、子育てしやすい住宅の整備や魅力あるまちづくりを進めていくことが必要です。

## 5 基本理念

### 『こどもまんなか ふっさ』が実感できるまち

「こども大綱」では、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」を「こどもまんなか社会」とし、これを目指しています。

福生市も「こども基本法」の趣旨にのっとり、この「こども大綱」を勘案して「『こどもまんなか ふっさ』が実感できるまち」を基本理念としました。

『こどもまんなか ふっさ』とは、子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、福生らしい個性と魅力、強みを生かしながら、産まれる前から乳幼児期、学童期、思春期そして青年期と、切れ目のない支援を推進することで、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる福生市をいいます。

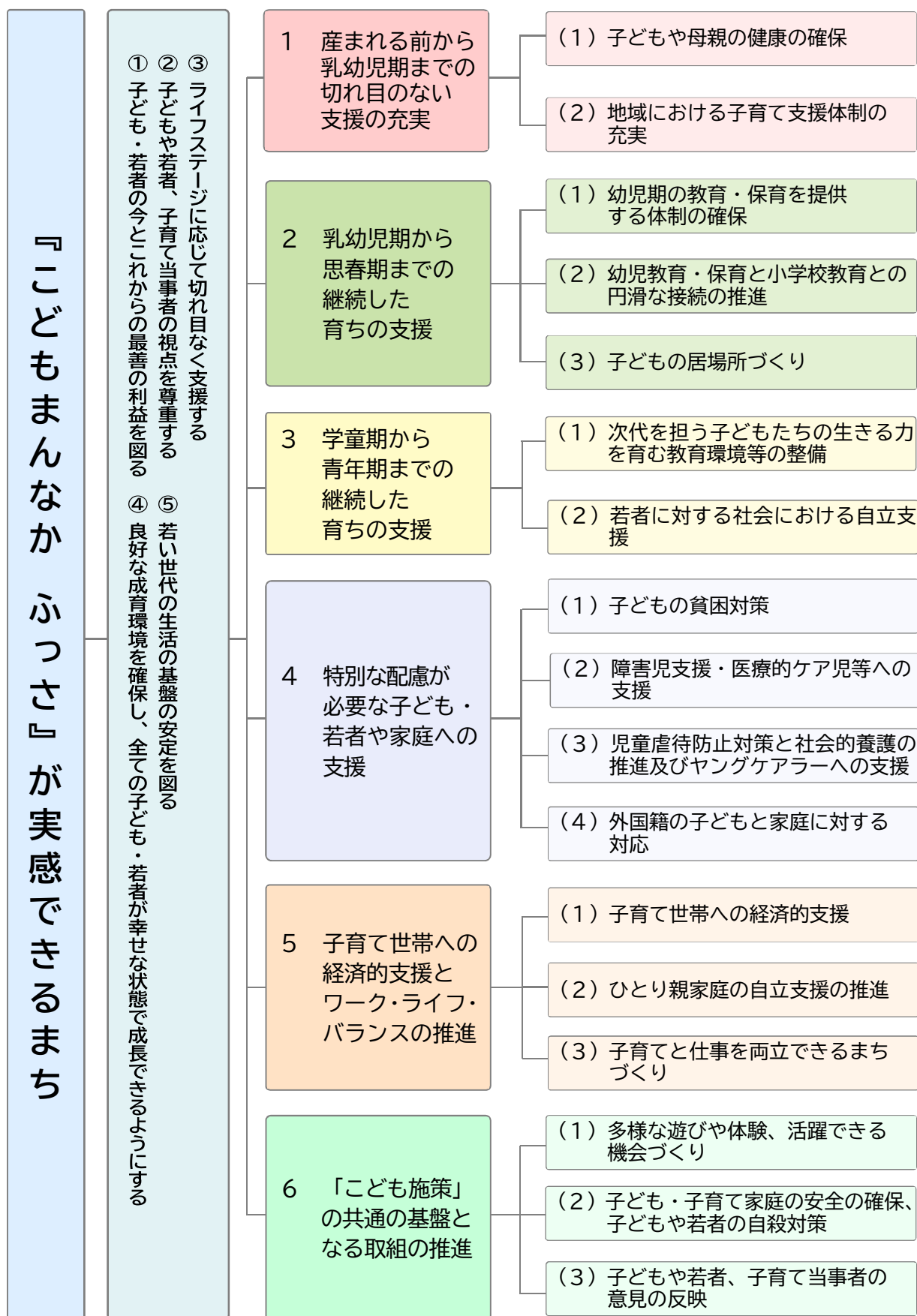
福生市に住む子どもたちが元気でにぎわいと活気のあるまちを生み出し、全ての市民が心から「住んでよかった」、「住み続けたい」と思えるようにするために、子どもを安心して生み育てられ、次代を担う全ての子どもたちが、健やかに成長できる社会の形成を目指します。

## 6 施策の体系

[ 基本理念 ] [ 基本的な視点 ]

[ 基本目標 ]

[ 施策の方向性 ]



## 7 施策の展開

### 基本目標 1 産まれる前から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実

安全で快適な妊娠、出産環境を確保するとともに、子どもの健やかな発育、発達を支えるための保健医療体制の充実を目指します。また、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させ、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていきます。

主な取組：乳児家庭全戸訪問事業、子育てひろば事業など

### 基本目標 2 乳幼児期から思春期までの継続した育ちの支援

発達に応じた教育・保育を通じ、子どもの健やかな発達を保障するとともに、学童期となる小学校生活へスムーズに移行ができるよう関係機関等の連携が深まる取組を進めます。

主な取組：幼稚園・保育所等と小学校との連携、ふっさっ子の広場事業など

### 基本目標 3 学童期から青年期までの継続した育ちの支援

子どもたちが心身ともに健やかに成長できるように、全ての子どもの基本的人権が尊重される環境づくりを整備します。また、家庭、学校、地域が一体となって、子ども自らの力を培い、伸ばし、支えていく教育環境づくりを推進するとともに、次代を担う若者が子どもを生み育てる喜びや楽しさを理解できるような取組を推進します。

主な取組：コミュニティ・スクール事業、青少年の意見発表大会など

### 基本目標 4 特別な配慮が必要な子ども・若者や家庭への支援

子ども・若者の最善の利益を尊重し、全ての子どもと家庭を対象とした相談・支援の充実を図るとともに、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、虐待の防止、早期発見、早期対応に努め、関係機関等との連携を行い、支援の充実を図ります。また、ひきこもり等困難を抱える子ども・若者が、社会とのつながりを回復し、自立に向けて動き始めることができるよう支援します。

主な取組：ひとり親家庭相談、児童発達支援センター事業、児童虐待防止のネットワークづくりなど

### 基本目標 5 子育て世帯への経済的支援とワーク・ライフ・バランスの推進

働きながら安心して子どもを生み育てることができるよう、子育て世帯への経済的支援とともに、多様なニーズに柔軟に対応できる子育てをめぐる環境づくりを推進し、子育てと仕事とのバランスが取れる働き方を支援する取組を推進します。

主な取組：学校給食費の全額公費負担、ワーク・ライフ・バランスの情報提供と啓発活動の充実など

### 基本目標 6 「こども施策」の共通の基盤となる取組の推進

親子が安全に安心して暮らせるよう、伸び伸びと自由に行動できる生活環境を整備します。また、子ども・若者が、多様な遊びや体験、活躍できる機会を通じて、日常的に意見を言い合える機会を、乳幼児期から学童期・思春期・青年期に至るまで持つことができるよう、子どもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に取り組みます。

主な取組：福生水辺の楽校、安全教育の推進、子ども・若者の意見聴取の機会の充実など